

善行地区地域公共交通の運行計画の変更について

目 次

1	これまでの経緯と取組	．．．．．	1
2	現在の運行計画	．．．．．	1
3	のりあい善行の利用状況	．．．．．	2
4	運行計画の変更内容と変更理由	．．．．．	2

第 1 4 回 藤沢市地域公共交通会議

2017 年 3 月 21 日（火）

藤 沢 市

1. これまでの経緯と取組

これまでの経緯と取り組みを以下に示す。現在は、「特定非営利活動法人のりあい善行」が実証運営を行っている。

表 - 1 これまでの取組

年・月・日	概要
2015年2月2日	乗合タクシーの実証運行開始 (道路運送法第21条による乗合運送)
2015年11月16日	運行経路を2系統から3系統に変更 (道路運送法第4条による乗合運送)
2015年12月29日	車両をセダン型からワゴン型へ変更
2016年3月1日	郷土づくり推進会議・のりあい部会と関係自治会代表者を中心に「特定非営利活動法人のりあい善行」を設立
2016年4月1日	「特定非営利活動法人のりあい善行」主導により運営を開始 運行経路を3系統から2系統に変更
2016年7月～8月	住民のニーズを把握するためにアンケート調査を実施
2016年10月	公民館祭りに参加し、利用促進活動を行う。また、公民館祭りにて運行を行う。
2016年11月	地域説明会を行い、今後の運行の方針を地元の方に説明
2016年12月	土曜日運行の需要把握のため、1ヶ月間の試験運行を実施 (土曜日平均乗車人数：37.5人/日)

2. 現在の運行計画

<p>運行ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・01系統（亀井野団地方面） ・02系統（立石公園方面） 	<p>運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人：300円 中学生以上 ・小人：100円 未就学児除く中学生未満 ・幼児：大人1名につき2名まで無料 未就学 <p>運行時間帯、運行回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・01系統：午前9時～午後5時、12回 ・02系統：午前9時～午後5時、12回 <p>使用車両</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワゴン型車両（定員10人以下） ・予備車：一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用 <p>サポーター制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター会員になると50円割引 <p>回数券・利用券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10回分の運賃で11回の利用が可能な回数券の発行
---	--

3. のりあい善行の利用状況

今年度の1日当たりの平均利用者数は、44.6人/日となっている。当初目標としている利用者数は55人/日であったが、目標には届いていないものの、年度当初に比べると目標値に近づいてきている。

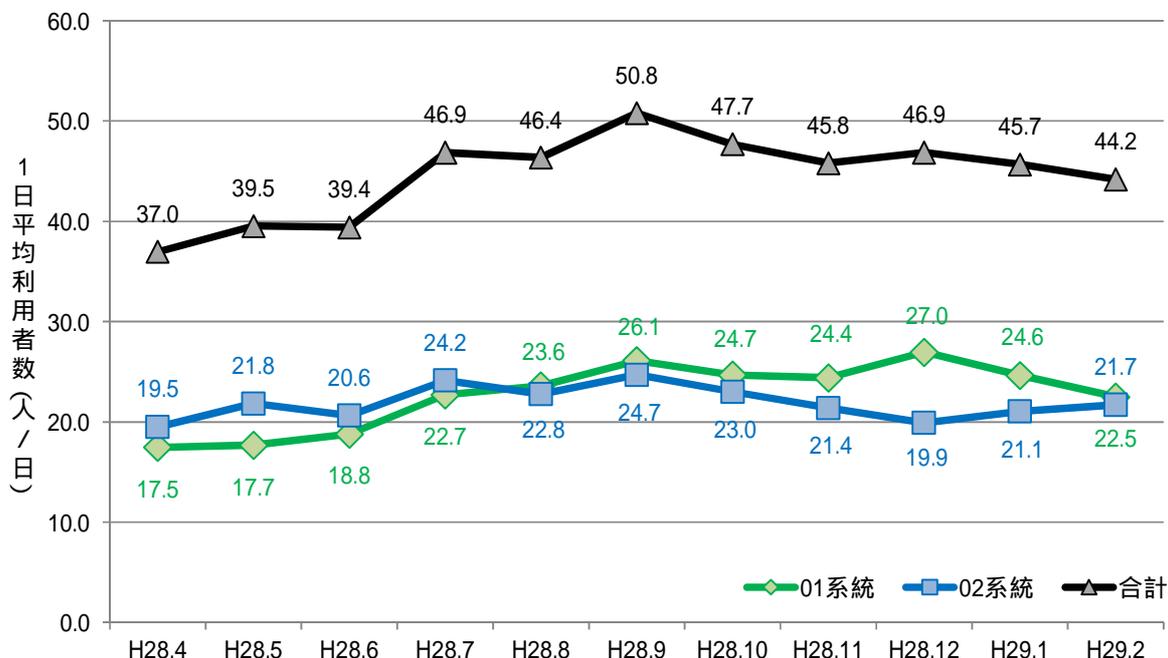


図1 平成28年4月から平成29年2月までの1日平均利用者数の推移

4. 運行計画の変更内容と変更理由

(1) 変更内容

- ・変更前：大人運賃は、法人サポーター登録制度として年間5,000円を支払うと1回の乗車につき法人に所属する方のカードの提示で50円の割引
- ・変更後：——（上記記載を削除）

(2) 運行計画の変更理由

現在の「のりあい善行」は、運賃収入の他に、個人サポーター、法人サポーター、広告費、寄付金等の収入を得て運営を行っている。

特定非営利活動法人のりあい善行では、個人サポーターと法人サポーターに割引制度を付与しているが、個人サポーターの割引制度の活用がみられるものの、法人サポーターの割引制度の活用がみられないことから、各法人サポーターと協議した結果、法人サポーターは、リーフレット及びチラシ等に記載される広告的な活用を図ることとし、割引制度を廃止する運行計画の変更を行うこととした。

このことは、道路運送法第9条第4項の「運賃等の変更」に該当することから、当会議に諮り、協議を調えた上で、決定する。

道路運送法第9条第4項及び
同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

1. 協議が調っている路線又は営業区域

- 01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口(4.4km)
 - 02系統 善行駅東口～立石公園～善行駅東口(3.2km)
- (別紙1 路線・系統図のとおり)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- 01系統 善行駅東口～亀井野団地～善行駅東口(4.4km)
 - 02系統 善行駅東口～立石ハイツ～善行駅東口(3.2km)
- (別紙1 路線・系統図のとおり)

(休止)

- 03系統 スーパーマーケットフジ～立石神社下～スーパーマーケットフジ(6.9km)

3. 運行系統毎の運行回数

- 01系統 午前 9時～午後5時、12回
- 02系統 午前 9時～午後5時、12回

4. 車両概要

- ・乗車定員 10人以下
- ・使用車両数 別紙3(運行事業者毎)
- ・予備車 一般乗用旅客自動車運送事業に使用する車両と兼用

5. 運行の態様について

道路運送法第4条による乗合運送許可(路線定期運行型)

6. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

- 大人(中学生以上) : 300円
- 小人(未就学児除く中学生未満) : 100円
- 幼児(未就学児) : 大人1人につき2名まで無料

大人運賃は、個人サポーター登録制度として年間3,000円を支払うと1回の乗車につきカードの提示で50円の割引

大人運賃は、法人サポーター登録制度として年間5,000円を支払うと1回の乗車につき法人に所属する方のカードの提示で50円の割引

10回分の運賃で11回の利用が可能な回数券の発行

個人—法人のサポーター会員がカードの提示で1回の利用につき50円の割引が可能な利用券の発行

7. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

(1) 適用する期間

平成29年4月1日から適用する。

(2) その他条件

- ・フジ交通株式会社、株式会社 湘南相中の2社での共同運行を行う。
- ・停留所を追加する場合は、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・個人サポーター登録制度の金額と1回の乗車につきカードの提示で受けられる割引額については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず変更が可能で、報告については、事後的に対応する。
- ・運行回数の20%以内の変更については、藤沢市地域公共交通会議の議決によらず実施し、報告については、事後的に対応する。
- ・車両については、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外とする。
- ・運行を行う交通事業者、地域組織の代表者及び藤沢市は、地域の住民に対して時刻表等の必要な情報を事前に提供する。

2017年(平成29年) 月 日

藤沢市地域公共交通会議

会 長 岡村 敏之